

令和5年度補正予算 高温対策栽培体系への転換支援 Q&A

(令和6年4月11日現在)

No.	問	答
【1. 総論】		
1	本事業の目的いかん。	・令和5年は6～8月の平均気温が平年比1.76℃高く125年間で最高となる記録的な猛暑により、品質の低下や収量減少によって、農業経営に大きな影響を与える可能性が懸念されています。 ・このため、土づくりや追肥、病害虫管理といった栽培体系の導入や栽培期間の変更、高温耐性品種の導入などを地域の実情に合わせて実証し、高温対策栽培体系への転換を推進します。
2	どのような取組が対象となるのか。	・高温対策栽培体系への転換を進めるために栽培実証を行う取組が対象となります。実施基準として、高温対策が記載された栽培暦等（栽培マニュアルや栽培指針等を含む。）を作成するか、既存の栽培マニュアル等に高温対策を記載することを要件としていますので、事業終了後も成果目標達成に向け、現場での普及に取り組んでください。 ・なお、限られた予算の中でなるべく多くの地域に取り組んでいただくため、また、都道府県による主体的な取組を促すため、栽培実証に直接必要な経費のみを対象とします。実証前に行う栽培実証の試験設計に係る準備作業、栽培暦等の作成・頒布、普及に係る講習会等の開催等、栽培実証に直接要しない費用は支援対象となりません。
3	どの品目が対象となるのか。	・現に気温上昇による栽培リスクが明らかとなっており、今後夏季の高温対策を要すると都道府県が認めた農作物を対象とします。「都道府県が認めた」とは、都道府県事業計画にて判断し承認するため、実証する品種や技術が高温対策に資すると判断できる資料も提出していただきます。 ・なお、基本的には飼料作物のような高温による品質低下への対応に緊急を要しない作物は対象となりませんが、判断の難しい場合は個別に御相談ください。
4	補助率・上限事業費の考え方いかん。	・限られた予算の中でなるべく多くの地域に取り組んでいただくため、また、都道府県による主体的な取組を促すため、すべての対象経費を補助率1/2、事業実施主体ごとの補助金額の上限は600万円としています。都道府県ごとの事業実施主体の数に上限はありませんので、事業実施主体ごとの上限事業費の範囲内で申請をしてください。

【2. 事業要件、事業実施主体】		
1	事業実施主体となるための要件いかな。	・事業実施主体は、以下のいずれかであって、栽培暦等を普及する能力を有していること等を要件としています。 ①農業者の組織する団体（農業の常時従事者（原則年間150日以上）を5名以上含むこと） ②地域農業再生協議会 ③その他協議会（都道府県又は市町村及び農業者の組織する団体を含むこと） ④都道府県
2	事業実施主体の「その他協議会」の具体的な例いかな。	・都道府県農業再生協議会などの都道府県とJAグループ等が参画する協議会が対象となります。新規に協議会を設立する場合でも、要件を満たすことができれば事業実施主体となることは可能です。判断に迷われる場合は、個別にご相談ください。
3	農業法人は、単独で事業実施主体となれるのか。	・事業実施主体については実施要領第2に掲げられたすべての要件を満たす必要があり、一般的な農業法人では栽培暦等を普及する能力を有していると認めがたいと思われます。 ・これらの要件を満たすと判断される法人については、個別にご相談ください。
4	都道府県が事業実施主体となる場合、どのような実証が想定されるか。	・例えば、都道府県の農業試験場等で実証を行い、都道府県の栽培指針等の実証成果を盛り込んでいただくような事業内容を想定しています。
5	同一地域で2つ以上の事業実施計画を作成することは可能か。	・事業実施主体が別であれば可能ですが、事業実施内容の重複等は認められませんので、都道府県において調整をしてください。
6	実証の実施体制について、何か制限はあるのか。	・実証の実施体制については、試験設計やデータ収集等の管理・運営、経理の事務処理等を綿密に行っていただける体制を整えてください。
7	実証を行うは場の面積要件はあるのか。	・具体的な面積要件は設定しませんが、高温対策栽培実証を通じ、十分な試験データが得られると合理的に判断できる規模かつ事業実施主体が管理できる規模で設定してください。実証の対象としたほ場においては、全ての面積において必ず何らかの調査対象となる必要があります。
8	1つの事業実施計画で複数の品目を実証してもよいか。	・可能です。ただし、成果目標のうち、高温対策に資する取組面積、高温耐性品種の導入面積割合の増加ポイントは、全品目の合計から算出されますので、ご注意ください。 ・複数の品目に取り組む場合でも、1事業実施主体当たりの上限事業費は600万円ですので、ご注意ください。
9	「実証を踏まえた高温対策栽培体系を記載した栽培暦等（栽培マニュアルや栽培指針等を含む）」はどのような内容を記載すれば良いのか。また、作成した栽培暦等の提出は必要か。	・新規に作成することが基本ですが、既に高温耐性品種や高温対策技術の普及が始まっており、栽培暦等に記載がある場合には、実証した高温耐性品種の管理方法をパターン別に記載したり、既存の栽培方法と実証を行った方法との違い等、工夫して記載してください。 ・事業実施翌年度7月末までに、実証により作成・更新した栽培暦等もしくはHP等で公表している場合はそのURLを実施状況報告とともに提出していただきます。なお、本実施状況報告時点で作成中の場合は、その時点の案段階の資料を提出していただき、事業実施翌年度中に作成・更新を完了し、翌年度の実施状況報告の際に提出ください。
10	事業実施期間の気候がどのようになるか不明な中、単年度の実証で栽培暦等へ記載することが困難ではないか。	・必ずしも栽培暦に確定的な対策の記載を求めるものではありません。栽培マニュアルや栽培指針等の資料の一部に実証結果や今後の課題等を整理したもの記載し、後年度の品種又は技術の普及につなげてください。（その場合でも成果目標の達成は必要になってくるため、引き続きの取組を進めてください。）
11	事業実施主体が作成した栽培暦等は農林水産省が公表するののか。	・一律に公表はしません。もし事業成果を農林水産省が対外的に示す必要があるなどの場合は、事前に相談をさせていただきます。
12	成果目標年度以降の高温耐性品種作付や高温対策栽培技術の実施は必須か。	・基本的に、成果目標年度以降も生産現場での高温耐性品種作付や高温対策栽培技術の実施を促すよう努めてください。 ・実際に導入するかどうかは実証の結果や農業者の経営判断や需要動向によって変化する可能性があるため、成果目標を達成した年度以降の普及面積等までフォローアップをすることはしていません。
13	実証により、導入しようと思っていた品種や技術が地域で活用できないような結果となった場合、栽培暦等の要件や成果目標はどうなるか。	・基本的には、導入の見込みのある品種や技術を事業計画段階で選定していただくことを想定していますが、実際に実証をしてみると活用できなかったという可能性はあろうかと思います。その場合、栽培指針等で活用ができない理由等を記載することで対応ください。 ・一方、成果目標が達成できていない場合は改善計画を提出いただく必要があるため、代替となる品種や技術の導入に努めてください。

【 3. 事業内容 】		
1	高温対策に係る実証の支援範囲いかな。	・次のとおりです。 (1) 栽培実証ほ場の確保（農業者からの実証ほ場借上げ） (2) 土壌分析、堆肥施用等の土づくり (3) 種子・苗の確保、播種・定植 (4) 肥料の施用 (5) 農薬の散布 (6) 生育調査、病害虫発生状況調査 (7) 収量・品質・病害虫被害調査 (8) 食味試験・実需者による品質評価 (9) その他栽培実証に直接必要な取組 ※栽培実証の試験設計に係る準備作業、栽培暦等の作成・頒布、普及に係る講習会等の開催等、栽培実証に直接要すると説明ができない費用は支援対象となりません。
2	野菜や果樹では高温耐性品種が無い品目もあるが、高温対策に資する取組を計画すれば実証を行うことは可能か。	・可能です。事業に取り組むに当たり、成果目標を1つ設定することになりますので、都道府県計画において高温耐性品種であることが認められる品種がない場合には、高温対策に資する取組面積に関する成果目標を掲げて事業に取り組んでいただくことになります。
3	対象となる品目の範囲の「現に気温上昇による栽培リスクが明らかになっており、今後夏季の高温対策を要すると都道府県が認めた農作物を対象とする」は具体的にどういことか。	・現に気温上昇によって事業実施主体の地域において高温障害が発生している品目か、あるいは事業実施主体の地域で高温障害が起きていなくても、周辺の都道府県や地域等で被害が発生しており、将来的に栽培リスクのある品目でも認めることが可能です。なお、都道府県が高温対策を要する事業対象品目と認める理由は、実施要領別様式第3号別添にて記載いただくことになります。
4	栽培実証ほ場は、都道府県における農業試験場等の行政試験研究機関で有するほ場でもよいか。	・可能ですが、事業実施翌年度に栽培暦や栽培マニュアル等を作成・更新することにより、産地で普及する必要があることにご留意ください。
5	取り組む産地の範囲を限定することは可能か。	・対象品目が管理している面積全体で計算することが基本です。意図的に地域を区切る等して、限定することはできません。 ・判断に迷われる場合は、個別にご相談ください。
6	既に高温耐性品種を導入している場合でも、実証は可能か。	・既に都道府県内で導入している高温耐性品種であっても、県内の単位で当該品種が普及のされていない地区・地域で導入を図る場合は実証の対象となります。 ・また、既に導入している高温耐性品種と新たな高温対策栽培技術を組み合わせた実証も可能です。
7	実証では、いつからいつまでに購入した種子、肥料、農薬等が対象となるか。	・種子、肥料、農薬等は、早期に購入して令和6年度産の生産に備えなければならないため、本事業の実施要領制定日である令和5年12月1日以降に購入したもので、原則として、令和6年度産の実証に使用すると認められるものに対して支援します。 ・なお、いずれの資材も実証の範囲内で使用するものを対象とします。
8	9月に定植する作物での実証は可能か。	・9月（夏季）の高温によって、その作物の生育に悪影響を与えるリスクがある場合は、支援対象となり得ます。その場合、その旨を都道府県事業実施計画に事業対象品目と認める理由を記載ください。
9	実証では、高温耐性品種の購入苗は対象となるのか。	・対象となります。
10	実証では、光熱動力費は対象となるのか。	・対象となります。
11	農業機械の導入は可能か。	・不可です。リース・レンタルで対応ください。また、産地生産基盤パワーアップ事業等を御活用ください。
12	農業機械のリース・レンタルの対象範囲いかな。	・農業機械のリース・レンタルは、実証に用いるものに限ります。 ・例えば、肥料や農薬散布用のドローン、堆肥散布用のマニユスプレッダ、細霧冷房などは対象となります。判断の難しい場合は個別に御相談ください。
13	事業メニューの種子・種苗、肥料、農薬は、実証面積分のみの購入は難しいと思うが、どのように計算すればよいか。	・実証面積分の種子・苗、肥料、農薬の使用量で按分して算出して下さい。
14	堆肥の施用など、一部の取組のみを行った場合でも、資材費全体が支援対象となるか。	・実証圃場で行う実証に対して支援する事業であり、堆肥施用等の一部の取組を行う場合でも、基本的には実証圃場での栽培に必要な資材全てを支援対象とします。 ただし、栽培に必要な資材全てを支援対象としたいがために、一部の取組のみを行い、実証とは言い難いような取組を行ったことが明らかな場合や、資材を使用したほ場部分は何らの調査対象にもならなかった場合などは、返還対象となり得ます。 ・なお、実証圃場との対照区として慣行圃場を設定する場合は、慣行圃場での資材費は支援対象外とし、慣行圃場での現地調査や慣行圃場で栽培された収穫物の成分分析といった実証に必要な費用は支援対象とします。
15	本支援の要件が公表された時点で、既に翌年産の資材注文が終わっており、実施できる取組が限定されている場合はどうすればよいか。	・対象期間のうち実証に要する資材のみを対象としますので、本事業の実施要領制定日以前に翌年産の資材注文が終わっている場合は、追加注文等でご対応ください。
16	既にマニュアル化されている高温対策栽培技術の実証も可能か。	・同一条件の実証は認められませんが、マニュアル化されている高温対策技術でも、資材の変更や肥料・農薬散布時期、作期の変更等、条件面で対照試験を行うと判断できれば実証可能です。また、その際にも実証後の栽培暦等への成果に基づく技術の反映は必須となります。
17	土壌分析は、どの程度の分析量まで行うことが可能か。また、実証圃場で従来から土壌分析を行っている場合でも支援可能か。	・土壌分析は、作目や土壌条件によって必要な分析量が異なりますので、一律の基準は設けていません。また、既に土壌分析を行っている実証圃場でも、高温耐性品種の選定や追肥の検討等の高温対策に資すると説明できる内容であれば、支援可能です。
18	採択要件となっている「既存の栽培暦等を更新すること」はどの程度のものを作成すればよいのか。	・成果が現れた高温耐性品種、追肥方法、水管理等の実証結果による高温対策技術導入に向けた必要なノウハウなどを掲載することを想定しています。

【４．成果目標】

1	「高温対策に資する取組面積」は、既に普及が進んでいる地域は不利ではないか。	・本事業は、主として、高温耐性品種や高温対策技術の導入が進んでいない地域に対し、その導入を促すことを目的とした事業ですので、本成果目標を設定しています。																																								
2	「高温対策に資する取組面積」の把握や評価はどのように実施すればよいのか。	・実証を行った生産者等へのヒアリングや作業日誌の確認、資材等の購入伝票等を基に取組面積を把握することを基本とします。そのため、成果目標の評価の際には、事業実施地区の事業実施品目の全体面積と高温対策栽培技術の取組面積が分かる資料を添付してもらうこととなります。 【令和５年産から目標年度にかけての高温耐性品種の導入面積割合の増加ポイント】 (実証対象品目：水稲、リンゴ 取組面積（現状）：水稲10ha、リンゴ５ha、取組面積（目標）：水稲20ha、リンゴ10ha、 総面積（現状）：水稲100ha、リンゴ50ha、総面積（目標）：水稲95ha、リンゴ55haの場合)																																								
3	成果目標（１）、（２）の算出方法の例いかん。	<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">導入面積</th><th colspan="2">総面積</th><th rowspan="2">増加ポイント (オ＝(イ/エーア/ウ) ×100)</th><th rowspan="2">ポイント①</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>現状(ア) (年度)</th><th>目標(イ) (年度)</th><th>現状(ウ) (年度)</th><th>目標(エ) (年度)</th></tr><tr><td>(１)</td><td>1,500a</td><td>3,000a</td><td>15,000a</td><td>15,000a</td><td>10ポイント</td><td>10ポイント</td><td></td></tr></table> 【令和５年産から目標年度にかけての高温対策に資する取組（高温耐性品種の導入を除く）面積割合の増加ポイント】 (実証対象技術：【水稲】土づくり（堆肥施用）・かけ流し灌水、【リンゴ】遮光資材の検討 取組面積（現状）：水稲10ha、リンゴ５ha、取組面積（目標）：水稲20ha、リンゴ10ha、 総面積（現状）：水稲100ha、リンゴ50ha、総面積（目標）：水稲95ha、リンゴ55haの場合) <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">取組面積</th><th colspan="2">総面積</th><th rowspan="2">増加ポイント (オ＝(イ/エーア/ウ) ×100)</th><th rowspan="2">ポイント②</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>現状(ア) (年度)</th><th>目標(イ) (年度)</th><th>現状(ウ) (年度)</th><th>目標(エ) (年度)</th></tr><tr><td>(２)</td><td>1,500a</td><td>3,000a</td><td>15,000a</td><td>15,000a</td><td>10ポイント</td><td>6ポイント</td><td></td></tr></table>	区分	導入面積		総面積		増加ポイント (オ＝(イ/エーア/ウ) ×100)	ポイント①	備考	現状(ア) (年度)	目標(イ) (年度)	現状(ウ) (年度)	目標(エ) (年度)	(１)	1,500a	3,000a	15,000a	15,000a	10ポイント	10ポイント		区分	取組面積		総面積		増加ポイント (オ＝(イ/エーア/ウ) ×100)	ポイント②	備考	現状(ア) (年度)	目標(イ) (年度)	現状(ウ) (年度)	目標(エ) (年度)	(２)	1,500a	3,000a	15,000a	15,000a	10ポイント	6ポイント	
区分	導入面積			総面積		増加ポイント (オ＝(イ/エーア/ウ) ×100)	ポイント①				備考																															
	現状(ア) (年度)	目標(イ) (年度)	現状(ウ) (年度)	目標(エ) (年度)																																						
(１)	1,500a	3,000a	15,000a	15,000a	10ポイント	10ポイント																																				
区分	取組面積		総面積		増加ポイント (オ＝(イ/エーア/ウ) ×100)	ポイント②	備考																																			
	現状(ア) (年度)	目標(イ) (年度)	現状(ウ) (年度)	目標(エ) (年度)																																						
(２)	1,500a	3,000a	15,000a	15,000a	10ポイント	6ポイント																																				
4	成果目標（１）、（２）は、既に導入している高温耐性品種や高温対策技術を含めた数値で計算するのか。	・含めて計算してください。																																								
5	「高温耐性品種の導入面積割合」は、等級や食味は考慮しなくてよいのか。	・本事業は、長期的な高温等による被害軽減のため、高温耐性品種や高温対策に係る技術の実証を通じ、各地域での高温対策栽培体系への移行を後押しするものであるため、実証年度の等級や食味は考慮しません。 ・一方、食味が実需者から受け入れられず販売が進まないということは望ましくないため、戦略的な品種導入を心がけてください。																																								
6	加算ポイント「過去５年間と比較した令和５年産の最上位等級比率の低下割合」は、どの範囲で考えれば良いのか。	・事業実施主体の属する地区における事業実施品目全体の最上位等級比率で判断ください。																																								
7	加算ポイント「過去５年間と比較した令和５年産の最上位等級比率の低下割合」では、令和５年度に等級が悪かったところが有利になるのではないか。	・本事業は、主として、令和５年度に高温の影響を受けたり、高温対策の取組が遅れていたりする地域を支援することを目的としています。 ・元々等級が良い地域も、今後の高温環境に適応するためには、早めに高温対策を進める必要性はありますが、実際に高温の影響を受けているところに優先的に取り組んでいただくために、本加算ポイントを設定しています。																																								
8	加算ポイント（３）の算出方法の例いかん。	【水稲（１等米比率（最上位等級））】 ・平成30年産：90%、令和元年産：80%、令和２年産：92%、令和３年産：88%、令和４年産：90% ・令和５年産：55% →過去５年間の５中３≒89.3% ⇒89.3%－55%＝34.3%（加算ポイント５点）																																								
9	成果目標を達成できなかった場合の対応いかん。	・成果目標を達成できなかった場合、引き続き目標達成に取り組むように都道府県を通じて指導するとともに、指導を行ってから１カ月以内に、目標達成に向けた改善計画を事業実施主体から提出していただきます。																																								

【 5. 事務手続等】		
1	生産した農産物の取扱いはどうなるのか。	・生産され、検査・評価等で使用しない農産物は農業者に帰属し、販売収入も農業者のものとなります。販売先や価格設定についても、農業者の判断で行っていただいて構いません。 ・ただし、栽培実証データ、農産物検査結果、品質評価結果等は、分析に必要となるので、必要なデータ提供・利用には応じていただくことになります。
2	事業実施主体の口座は新たに設ける必要があるか。	・本事業の補助金については、他の事業と区別する必要があることから、新たな口座を設けていただくことを基本としています。 ・ただし、都道府県協議会における本事業の補助金を含め、全ての会計区分ごとに出納帳を設けて入出金の度に出納帳で管理するなど、適切に区別できるのであれば、既存の口座を利用することも可能です。また、利息が発生しない口座にしてください。
3	補助金の申請を行った後に、死亡する等やむを得ない事情で、農業者の組織する団体の農業者が5人未満となった場合、補助を受けることができないのか。	・補助金の申請後にやむを得ない事情で参加農業者が5人未満となった場合でも、取組を実施した農業者の実証に係る経費については補助対象とするものとします。
4	農水省へ提供する根拠資料やデータの内容いかな。	・計画作成及び評価の際に、成果目標設定及び評価の根拠となる資料を提出していただくことになります。また、採択にあたって、事業実施年度の翌年度の栽培暦等の作成又は更新を要件としていますので、実施要領第14の事業実施状況報告の際に提出してもらうことになります（作成中の場合は案段階のもの）。
5	栽培実証は場を確保するにあたって、借上費ではなく、委員謝金で計上することは可能か。	・基本的には借上費で計上ください。判断に迷われる場合は、個別にご相談ください。
6	国や都道府県などの他の実証事業と高温対策実証が重複する場合、両方の支援を受けて取り組むことは可能か。	・国や都道府県などの他の実証事業などで支援を受けている場合には、本事業においてそれらの事業と重複する取組は実施することはできません。
7	事業実施主体ではなく、実証に協力いただく農家が購入した資材費は補助対象となるのか。	・基本的には事業実施主体が購入した資材が対象となりますが、協議会のように実施主体が資材を購入することが難しい場合は、本事業が実証事業であり農家個人への支援でないことをきちんと整理したうえで、必要な根拠資料を揃えていただくことで対象といたします。
【 6. その他】		
1	産地生産基盤パワーアップ事業との関係いかな。	・事業としては別で措置されているため、成果目標や実施基準等の関わりはありません。 ・高温関係で農業機械を導入する際には、適切な成果目標を設定の上、産地生産基盤パワーアップ事業を活用いただくことになります。
2	農研機構育成の高温耐性品種の一般種子を購入して使用したい場合はどうすればよいか。	・農研機構育成品種の種苗入手リスト（農研機構HP）をご参照ください。 https://www.naro.go.jp/collab/breed/seeds_list/index.html
3	農研機構育成の高温耐性品種を増産したい場合の留意点はあるか。	・新規に農研機構育成の品種を利用する場合には、利用許諾契約と原種苗提供契約の手続きを行う必要があります。 ・詳細な申請方法は、品種の利用方法（農研機構HP）をご参照ください。 https://www.naro.go.jp/collab/breed/breed_exploit/shinsei.html